

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	元 . 6 . 2 7
宛 先	所 属 長	担 当 課	少 年 課

非行集団等に対する実態把握等の強化について

1 趣旨

県内における刑法犯少年の検挙人員は継続して減少しているものの、少年事件の共犯率は成人の約3倍と全国平均を上回る高い水準で推移しており、非行集団等による事件が依然として発生している。

全国的には、特殊詐欺や大麻事犯での少年の検挙人員が大幅に増加しており、背後に暴力団、準暴力団等の犯罪者グループの関わり等も認められるなど、非行集団等に加入している少年を取り巻く情勢は憂慮する状況にあることから、非行集団等の実態把握等の強化を図るもの。

2 非行集団等

非行集団等とは、「非行集団（組織性・継続性を有し、少年を主とする3人以上の集団であって、自ら非行行為を繰り返すほか、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強める性格のもの。）及び非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返している少年を主とする3人以上のグループ」のことをいう。

3 実施事項

(1) 実態把握と情報収集の強化

ア 効果的な実態把握等の推進

事件検挙、交通違反の取締り、職務質問、街頭補導、巡回連絡等を始めとする全ての警察活動を通じて、非行集団等の実態把握を徹底し、情報収集に努めること。

また、少年のい集場所等に着目した従来からの実態把握の手法に加え、少年らがLINE、Facebook、Twitter等のSNSを利用してコミュニケーションを取っている現状を踏まえ、サイバーパトロールや携帯電話機の解析等によるSNSに着目した情報収集を行うなど、社会情勢に応じた効果的な実態把握等の推進に努めること。

イ 継続的な実態把握の推進

非行集団等の結成・解散や構成員の加入・離脱等による集団的不良交友関係（非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係）の変化は、頻繁に起こり得ることから、常に新しい情報の収集とこれに基づく基礎資料の更新に努めること。

(2) 関係部門との連携

非行集団等の中には、暴力団、準暴力団や暴走族との関係を持つ集団も認められ、暴力団や準暴力団等は、非行集団等の少年を特殊詐欺の受け子等として犯行に加担させたり、少年への大麻密売により資金獲得を図るなどの現状も認められることから、生活安全部門、刑事部門、交通部門とが連携し、必要な情報共有に努めること。

4 情報の集約管理

(省略)

5 報告

(省略)